

# 昭和 45 年度主要施策に関する 重点要望事項

1. いわゆる「低工法」の適用を受け、若しくは過疎地域の指定を受ける市町村における進出企業等に対する償却資産等にかかる固定資産税免除額の普通交付税基準財政収入額の補てん率を100%（現行75%）とされたい。なお、保安林指定の山林にかかる固定資産税免除額についても同様の措置を講ぜられたい。
2. 的医療機関に対して医師確保対策費及び施設設備整備費について助成する等総合的に強力な行財政措置を講ぜられたい。
3. 内陸過疎地域における医師確保対策の一環として「医学専門学校」（自治省案）設置の構想を推進するとともに、当面の施策として県費より公
4. 県道の整備促進をはかるため、単県費道路改良事業量を大幅に増加されたい。
5. 河川改修長期計画を策定するとともに同事業費を大幅に増額して改修を促進し、併せて最近の災害の実情等から中小河川の維持管理事業（河床整理）を強力にすすめられたい。
6. 内陸部における土木行政を充実するため、土木事務所等出先機関を強化されたい。特に中国縦貫自動車道建設に伴い職員を増員されたい。
7. 土地基盤整備事業（ほ場整備、かんがい排水施設、農道等）に対する県費補助率を引き上げるとともに、市町村営事業についても融資制度を適用できるよう措置されたい。なお、当該融資（団体営事業に対する融資も含む）の償還期限を延長し、利率

を3%程度（現行5.5）に引き下げられたい。

8. 内陸過疎地域における工業振興対策を樹立するとともに、県営工場団地造成を促進されたい。なお、工場適地調査費を増額されたい。
9. 内陸地域における観光資源開発のため主要観光地を結ぶ広域観光ルートを形成する関連道路網の整備を促進されたい。なお、中国山地における国定公園の集団施設地区を早急に整備し、併せて中国スカイラインの設定を促進するため幹線道路の整備に対し積極的に助成されたい。